

三重県防災対策会議設置要綱

1 総則

- (1) 本会議は、三重県防災対策会議（以下「会議」という。）と称する。
- (2) 会議の事務局は、防災対策部防災企画・地域支援課内に置く。

2 目的

会議は、地震対策ではぐくんだ「自助」、「共助」及び「公助」の理念の下、地震災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害に備え、防災対策の迅速かつ的確な推進を図ることを目的とする。

3 内容

会議は、次の事項について協議するため開催する。

- (1) 防災対策の情報の共有化及び市町等への発信
- (2) 現行の防災対策の検証
- (3) 地域防災計画の検証
- (4) 防災対策の事業計画の策定及び検証
- (5) その他会議が必要と認める事項

4 構成

会議は、知事、副知事、危機管理統括監及び部局長並びに危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長及び危機管理地域統括監兼地域活性化局長等の別表 1 に掲げる職をもって構成する。

5 会議

- (1) 会議は、知事が召集し、知事が議長となる。
- (2) 会議は、知事が必要と認めるとき及び構成員からの要請があったとき開催する。
- (3) 知事に事故があるときは、あらかじめ知事の指定する構成員が、議長の職務を代理する。

6 幹事会

- (1) 会議の下に幹事会を置き、会議からの指示事項を的確に処理する。
- (2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表 2 に掲げる職にある者を充てる。
- (3) 幹事会は、幹事長が主宰する。

7 庶務

事務局は、会議及び幹事会の開催に関する事務、協議内容の整理事項等を行う。

8 その他

この要綱に定めるものの他、会議に関し必要な事項は議長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 13 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 8 この要綱は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。
- 9 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 10 この要綱は、平成23年5月16日から施行する。
- 11 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 13 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

三重県防災対策会議構成員

別表1

	職名
	知事
	副知事
	危機管理統括監
各部	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	健康福祉部長、 医療対策局長、子ども・家庭局長
	環境生活部長、廃棄物対策局長
	地域連携部長、スポーツ推進局長 南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長、観光局長、伊勢志摩サミット推進局長
	県土整備部長
出納局	会計管理者兼出納局長
企業庁	企業庁長
病院事業庁	病院事業庁長
教育委員会	教育長
警察本部	本部長
東京事務所	東京事務所長
関西事務所	関西事務所長
地域防災総合 事務所・地域活 性化局	危機管理地域統括監兼桑名地域防災総合事務所長
	危機管理地域統括監兼四日市地域防災総合事務所長
	危機管理地域統括監兼鈴鹿地域防災総合事務所長
	危機管理地域統括監兼津地域防災総合事務所長
	危機管理地域統括監兼松阪地域防災総合事務所長
	危機管理地域統括監兼伊賀地域防災総合事務所長
	危機管理地域統括監兼南勢志摩地域活性化局長
	危機管理地域統括監兼紀北地域活性化局長
	危機管理地域統括監兼紀南地域活性化局長

三重県防災対策会議幹事会構成員

別表2

区分	所属	職名
幹事長	防災対策部	副部長
幹事	戦略企画部	副部長
	総務部	副部長
	健康福祉部	副部長
	環境生活部	副部長
	地域連携部	副部長
	農林水産部	副部長
	雇用経済部	副部長
	県土整備部	副部長
	出納局	副局長
	企業庁	副庁長
	病院事業庁	副庁長
	教育委員会	副教育長
	警察本部	警備部警備第二課長
	東京事務所	副所長
	関西事務所	副所長
	桑名地域防災総合事務所	地域調整防災室長
	四日市地域防災総合事務所	地域調整防災室長
	鈴鹿地域防災総合事務所	地域調整防災室長
	津地域防災総合事務所	地域調整防災室長
	松阪地域防災総合事務所	地域調整防災室長
伊賀地域防災総合事務所	地域調整防災室長	
南勢志摩地域活性化局	地域活性化防災室長	
紀北地域活性化局	地域活性化防災室長	
紀南地域活性化局	地域活性化防災室長	

※ 複数の副部長が置かれている部局にあたっては、所管の副部長を構成員とする。